

身体的拘束等の適正化のための指針

医療法人 南溟会
博愛介護医療院

1. 基本的な考え方

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。

1) 身体拘束等を行う基準

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 以下の3つの要件を満たすことについて、組織として確認の手続きを極めて慎重に行うこととする。
- 本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合も入居者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

【緊急やむを得ない場合の三つの要件】

- ① 切迫性 本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行わないケアの実践に向け、以下の点に常に留意します：

- ・ 利用者の尊厳と意思を尊重したサービスの提供
 - ・ 精神的自由を妨げない言動
 - ・ 多職種による協働と個別ケアの工夫
 - ・ 安易な行動制限を避ける意識の徹底
 - ・ 常に振り返りと見直しを行う姿勢の保持
-

2. 身体的拘束適正化に関する組織体制

1) 身体的拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の適正化を図るため、「身体的拘束適正化委員会」を設置しています。

2) 設置目的

以下の目的のもと活動します：

- ・ 拘束の現状把握と改善策の検討
- ・ やむを得ない拘束の適否判断
- ・ 拘束実施後の早期解除に向けた対応
- ・ 方針の職員全体への周知・啓発

3) 構成メンバー

- ・ 院長（管理者）
- ・ 身体的拘束適正化担当者
- ・ 事務長
- ・ 医師
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・ 管理栄養士
- ・ リハビリテーション職員

4) 開催頻度

- ・ 年 4 回以上
- ・ 必要に応じて随時開催

5) 役割

- ・ 院長：組織全体の責任者として統括
- ・ 身体的拘束適正化担当者：事案への対応、委員会の立案、進行
- ・ 医師：医療的判断および看護との連携
- ・ 看護責任者：委員会統括・現場マネジメント
- ・ 看護職員：観察、記録、指導、医師との連携
- ・ 介護職員：日常ケアの実践、記録、利用者理解
- ・ ケアマネジャー：ご家族対応、チーム調整、改善提案
- ・ リハ職員：機能訓練支援、記録、スタッフ教育
- ・ 栄養士：栄養管理・食支援・関連記録の作成

6) 身体的拘束適正化担当者の選任

3. 職員研修に関する基本方針

身体的拘束適正化の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するとともに、当院における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

- ・ 年 2 回以上の定期研修を実施
- ・ 新任職員に対する初期研修の実施
- ・ 必要に応じた臨時・補足研修の実施
- ・ 研修内容および出席者の記録を適切に保存

4. 身体的拘束発生時の対応手順

1. ケアカンファレンスの開催

状況確認、適正性の検討、改善策の協議。会議内容は記録様式に基づき記載。

2. ご家族への説明と同意取得

文書を用い、詳細な説明を行い、同意署名を得る。

3. 実施内容の記録

日付・時間・実施状況・観察結果等を「ケース記録」に記載。

4. 再検討および解除判断

原則として月 1 回の見直しを行い、継続の可否を評価。解除が妥当と判断された場合には速やかに実施。

5. 緊急時の対応

院長の判断により、即時委員を招集し、判断・記録を行う。

5. 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

1)

- 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
 - 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
 - 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
-

6. 指針の公開

本指針は、施設内に備え付け、入所者およびご家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページにも掲載し公開します。

7. その他の推進方針

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、定期的な内容の見直しと、関連マニュアルの改訂を行い、時代に即した対応を継続してまいります。

8. 参考資料

- 1) 身体拘束廃止・防止の手引き, 身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた検討委員, 令和6年3月

【付則】

- 本指針は、令和6年4月1日より施行する。
- 作成日: 令和6年3月31日
- 改訂日: 令和7年5月22日